

令和7年2月6日
子ども・若者部
児童相談支援課

世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例の一部を改正する条例

1 主旨

世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例について、せたがや若者フェアスタート事業（世田谷区児童養護施設退所者等支援事業）の拡充に伴い、規定の整備を行う必要があることから、世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例の一部を改正する条例を令和7年第1回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

基金の対象者拡大に伴い、基金を活用する事業の助成を受けることができる者に「児童福祉法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護を解除された者」及び「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受け、児童相談所又は子ども家庭支援センターの支援を受けていた者」を追加する。

3 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行予定日

令和7年4月1日

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年 2月 区議会第一回定例会（条例案の提案）
4月 改正条例施行

世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例 平成28年3月8日条例第15号</p>	<p>○世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例 平成28年3月8日条例第15号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>平成28年12月9日条例第68号 令和4年12月9日条例第59号 <u>令和7年3月 日条例第 号</u></p>	<p>平成28年12月9日条例第68号 令和4年12月9日条例第59号</p>
<p>世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例 (設置の目的)</p>	<p>世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例 (設置の目的)</p>
<p>第1条 次に掲げる者の社会的自立に向け、区がこれらの者に対し、大学等への進学後の学費並びに就労に係る技能の習得及び生活の安定のために必要となる費用の助成を行う資金とするため、世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>第1条 次に掲げる者の社会的自立に向け、区がこれらの者に対し、大学等への進学後の学費並びに就労に係る技能の習得及び生活の安定のために必要となる費用の助成を行う資金とするため、世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第41条に規定する児童養護施設又は法第44条に規定する児童自立支援施設を退所した者（法第31条第2項の規定によりこれらの施設に引き続き入所している者を含む。）</p>	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第41条に規定する児童養護施設又は法第44条に規定する児童自立支援施設を退所した者（法第31条第2項の規定によりこれらの施設に引き続き入所している者を含む。）</p>
<p>(2) 法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は法第6条の4に規定する里親（以下「里親等」という。）への委託の措置を解除された者（法第31条第2項の規定により里親等に引き続き委託されている者を含む。）</p>	<p>(2) 法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は法第6条の4に規定する里親（以下「里親等」という。）への委託の措置を解除された者（法第31条第2項の規定により里親等に引き続き委託されている者を含む。）</p>
<p><u>(3) 法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助を受けている者又はその実施を解除された者</u></p>	<p><u>(3) 自立援助ホーム（法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う施設をいう。）に入所している者又は退所した者</u></p>
<p><u>(4) 法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護を解除された者</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>(5) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受け、児童相談所又は子ども家庭支援センターの支援を受けていた者</u></p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めた者 (積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。 (管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。 (運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。 (繰替運用)</p> <p>第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (一部処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な場合、その一部を処分することができる。 (委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成28年12月9日条例第68号） この条例は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（令和4年12月9日条例第59号）</p>	<p>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めた者 (積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。 (管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。 (運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。 (繰替運用)</p> <p>第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (一部処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な場合、その一部を処分することができる。 (委任)</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成28年12月9日条例第68号） この条例は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（令和4年12月9日条例第59号）</p>

改正後	改正前
<p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和7年3月 日条例第 号）</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>